

九州地方整備局事業評価監視委員会 (平成28年度第5回)の議事概要について (速報)

■開催日時：平成28年12月20日(火) 14:00～15:35

■開催場所：福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

■議事

○審議【再評価】

<砂防事業>

- ・桜島直轄砂防事業 (鹿児島県)
- ・雲仙直轄砂防事業(水無川上流) (長崎県)

<道路事業>

- ・一般国道57号 大野竹田道路 (大分県)
- ・一般国道3号 芦北出水道路 (熊本県・鹿児島県)
- ・一般国道3号 黒崎バイパス (福岡県)
- ・一般国道10号 豊前拡幅 (福岡県・大分県)
- ・一般国道322号 八丁峠道路 (福岡県)
- ・一般国道3号 出水阿久根道路 (鹿児島県)
- ・一般国道3号 鹿児島東西道路 (鹿児島県)

<港湾事業>

- ・熊本港夢咲島地区国内物流ターミナル整備事業 (熊本県)

なお、議事概要についての詳細は、別紙のとおりになります。

<問い合わせ先> 国土交通省九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)

○事業評価全般 企画部 技術企画官 冨ヶ原 隆一 (内線 3126)
TEL 092-476-3542 (直通)

○河川事業 河川部 河川計画課長 坂井 佑介 (内線 3611)
TEL 092-476-3523 (直通)

○道路事業 道路部 道路計画第一課長 米村 享紘 (内線 4211)
TEL 092-476-3529 (直通)

○港湾事業 港湾空港部 港湾計画課 甲斐 信治 (内線 62320)
TEL 092-418-3358 (直通)

**九州地方整備局事業評価監視委員会（平成28年度 第5回）
議 事 概 要 （ 速 報 ）**

○日 時 平成28年12月20日(火) 14:00～15:35

○場 所 福岡市博多区 福岡第二合同庁舎2階 共用4・5・6会議室

○出席者

- ・委員 浅野委員、柴戸委員、辰巳委員、戸田委員、姫野委員、平田委員、吉武委員
- ・整備局 小平田局長、笹森副局長、唐木副局長、小平企画部長、井浦建政部長、佐藤河川部長、土井道路部長、堀田港湾空港部長、佐藤営繕部長、松田用地部長 他

○資 料

- ・資料-1 議事次第
- ・資料-2 九州地方整備局事業評価監視委員会(平成28年度第5回)配席図
- ・資料-3 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・資料-4 平成28年度 第5回委員会対象事業一覧及び各県からの意見聴取(要旨)について
- ・資料-5 平成28年度 第5回事業評価監視委員会
(再評価:砂防2事業、道路7事業、港湾1事業)

○議 事

1. 開会
2. 事務局からの説明
3. 対象事業の審議・報告
 - 審議【再評価】 砂防2事業、道路7事業、港湾1事業

○審議【再評価】

<砂防事業>

- ・桜島直轄砂防事業 (鹿児島県)
- ・雲仙直轄砂防事業(水無川上流) (長崎県)

<道路事業>

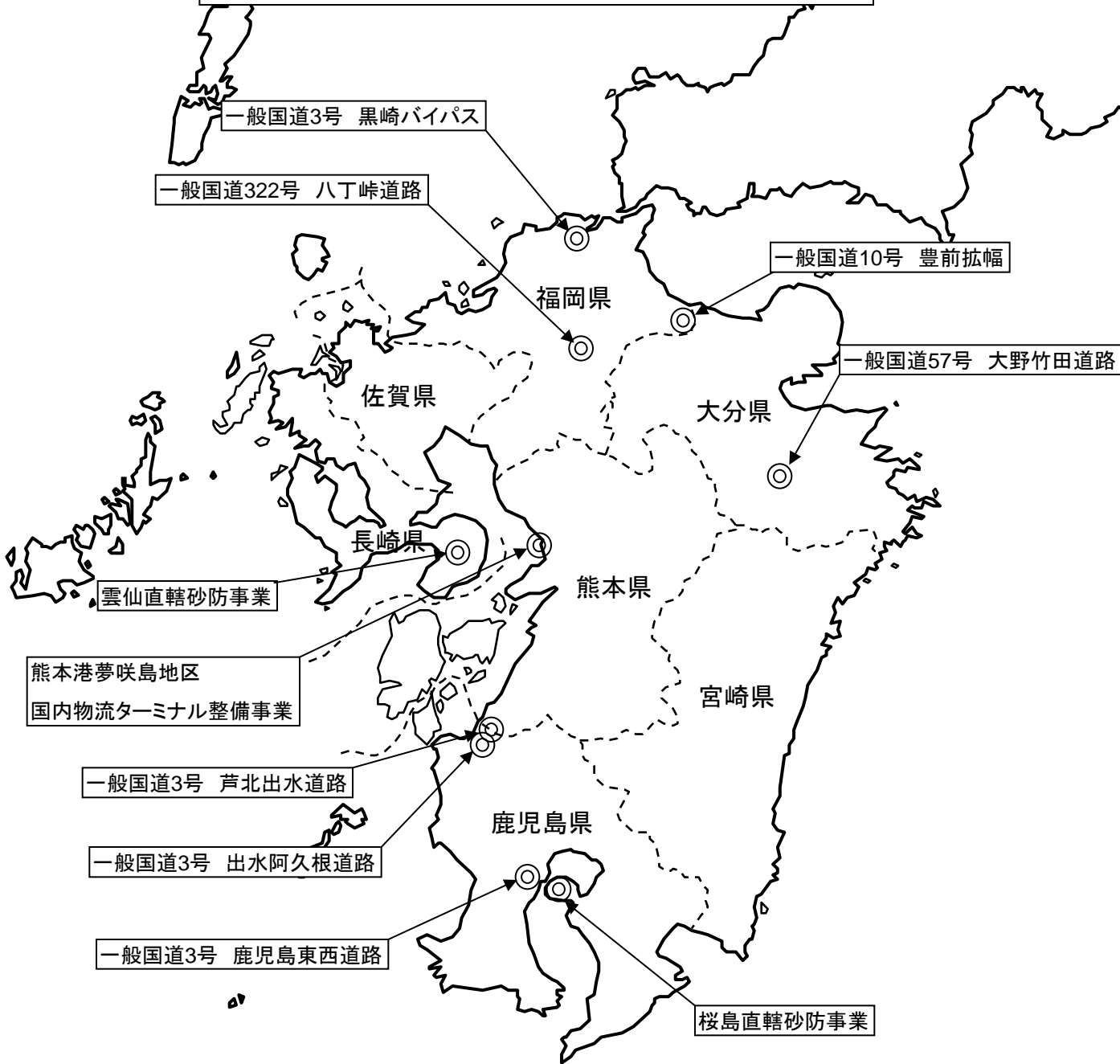
- ・一般国道57号 大野竹田道路 (大分県)
- ・一般国道3号 芦北出水道路 (熊本県・鹿児島県)
- ・一般国道3号 黒崎バイパス (福岡県)
- ・一般国道10号 豊前拡幅 (福岡県・大分県)
- ・一般国道322号 八丁峠道路 (福岡県)
- ・一般国道3号 出水阿久根道路 (鹿児島県)
- ・一般国道3号 鹿児島東西道路 (鹿児島県)

<港湾事業>

- ・熊本港夢咲島地区国内物流ターミナル整備事業(熊本県)

4. 閉会

位置図(再評価)



凡例	
県境	-----
再評価	◎

平成28年度 九州地方整備局事業評価監視委員会
委員名簿

あさの 浅野	としゆき 敏之	鹿児島大学大学院理工学域教授
しばと 柴戸	たかしげ 隆成	(社)九州経済連合会 副会長
せいいち 勢一	ともこ 智子	西南学院大学法学部教授
せざき 瀬崎	みつひろ 満弘	宮崎大学工学部准教授
○ そのだ 園田	よしみ 佳巨	九州大学大学院工学研究院教授
ただ 多田	あきひで 彰秀	長崎大学大学院工学研究科教授
たつみ 辰巳	ひろし 浩	福岡大学工学部教授
つだ 津田	みどり みどり	九州大学大学院農学研究院准教授
とだ 戸田	じゅんいちろう 順一郎	佐賀大学経済学部准教授
ひめの 姫野	ゆか 由香	大分大学工学部助教
ひらた 平田	とおる 暢	福岡大学人文学部教授
◎ よしたけ 吉武	てつのぶ 哲信	九州工業大学大学院工学研究院教授

※◎印：委員長 ○印：副委員長

(五十音順、敬称略)

○重点・要点・一括審議事業の選定説明

本日の審議対象事業における重点・要点・一括審議事業の選定理由について、砂防事業は吉武委員長、道路事業は辰巳委員、港湾事業は浅野委員より説明を行った。

○審議結果

事務局より再評価対象事業（砂防2事業、道路7事業、港湾1事業）について説明し、審議を行った。

【桜島直轄砂防事業】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【雲仙直轄砂防事業（水無川上流）】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道57号 大野竹田道路】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道3号 芦北出水道路】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道3号 黒崎バイパス】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道10号 豊前拡幅】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道322号 八丁峠道路】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道3号 出水阿久根道路】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【一般国道3号 鹿児島東西道路】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

【熊本港夢咲島地区国内物流ターミナル整備事業】

- ・審議の結果、対応方針（原案）どおり、「事業継続」で了承された。

九州地方整備局事業評価監視委員会（平成 28 年度第 5 回）議事録

【桜島直轄砂防事業】

（委員）

砂防堰堤を設置したということで、土石流が発生すると、そこに溜まると思うのですが、それはどれくらいの頻度で除去しているのですか。堰堤はある程度溜まることを前提に、溜まった状態で次に来たときも、きちんと抑えられないといけないと思うのですが、もしずっと溜まったままであれば、それをどける、そういうことがもし可能であれば、そういう方法も考えられるかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

（事務局）

砂防堰堤には 2 種類ありまして、透過型と不透過型というものがあります。透過型というのは、大きな土砂が流れたときにだけ止まって、普段は基本的には止めないという状況になります。そのため、土砂が貯まった時に土砂を取るという事になります。不透過型の場合は、ポケットを空けておいたりするのですが、そこに貯まってしまっても、階段のような形になり、ゆっくりと落ちていくことになります。滑り台をイメージしてほしいのですが、上から水を流す時に、滑り台のようにまっすぐ下ればものすごく力があるのですが、階段で行けば、そういう力が小さくなるということになり、堰堤の設置の状況にもよりますが、土砂を取るのが全てではありません。力を持った土石流が流れても、堰堤がうまく設置できるのであれば、取らないという選択肢もあり、ケースバイケースになります。

（委員）

そうすると基本的には、それほど常時溜まっているわけではなく、ある程度流れていて、砂防堰堤のポケットはある程度確保されているという理解でよろしいですか。

（事務局）

桜島においては、土石流が流れる頻度があまりにも多いものですから、すぐ埋まります。そのため堰堤や堰堤間の床固めなどで、流路を固定したり、流路の嵩上げをし、堰堤で階段状にして土砂をゆっくりと下に流していくかたちです。場合によって流砂地のようなものを造りますので、そういうところの土砂は取って対応していくというように考えております。

（委員）

資料 4 ページの、昭和火口のところに、大きな崩れやすい地形ができています。この量に対応するために今回の砂防事業があるということですよ。

(事務局)

この部分は、桜島の東側だけになるので、ここだけではなく全体になりますので、ここプラス α ということでご理解いただければと思います。

(委員)

桜島は今からもどんどん噴いてきますよね。ということはこれからもどんどんその量が増えていき、対応しなければいけない量は大きくなっていくとも思うのですが、今回の事業が対応しなければいけない土砂量はいずれ超えるということになって、この事業の延伸という形でいくのか、あるいは今回の事業である程度処理能力があるから良いということになるのか、そこを教えてください。

(事務局)

桜島については、周りが海なので、基本的には、うまく流し切れれば大丈夫だと考えています。漁業関係者にはご迷惑がかかるのですが、どうしてもオーバーフローしてしまうことがあるということで今回、事業の継続なり若干の増工をお願いしているところです。それが完成すれば、ある程度こういうことがあったとしても、国がやるのか県がやるのか色々あると思いますが、維持管理に移っていくのではないかと考えております。

【雲仙直轄砂防事業】

(委員)

資料 11 ページの整備目標というのが、出水期における 1 時間に 30mm 以上の降雨により発生しうる土砂災害から人的財産被害の解消を図るという整備目標が書かれていますが、先ほどの桜島の場合は 100 年に一度の整備目標という話でした。河川ですと同じ流域であれば、同じ水準、整備目標で整備するというのが基本的な方針だと思うのですが、土石流というのは、場所によって火山灰だとか、どの程度堆積しているかにもよるのかもしれませんが、この「30mm/hr」というのと先ほどの「100 年に一度」というのは、下流域の条件を考えると、均衡ある整備水準といえますか、合理的な判断でなされているのでしょうか。

(事務局)

噴火災害後、中小の降雨で土石流が頻発した実態があります。実際にどういう状況か整理すると、時間雨量 30mm 以上の降雨で土石流が発生した事例が、平成 5 年だと 34 回土石流が発生しています。連続して土石流が発生している状態であるということで、そういうものに対応できる計画にしようということです。100 年確率というのは、滅多に起きないけれども 100 年に 1 回くらいは発生しますというここで計画を作っているのですが、ここは

少しの雨でも何回も繰り返し土石流が出るので、そういった一連の土石流に対して対応できる施設を造るということで、このような計画にしたというところです。

(委員)

30mm への対応ということは、それが出てくる土砂量に対して止めるということなのですね。ですから、何年に一度という考え方ではないということですね。

(事務局)

実績が出ていますので、一度の出水期に連続した土石流、例えば4月から10月の間に何度も繰り返し起きてくるので、そういった何度も繰り返し起きる土石流に対して対応できる施設ということで計画を立てています。

(委員)

とすると、もっと強い雨が降った場合は、土石流が量的に出てくるけれども、それについては対応できるレベルにはしていないという事ですね。

(事務局)

100年確率の場合でも、対応できる施設にはなっていますが、今回は、連続して土石流が発生し、除石する前に次がやってくるようなことが出水期に起きてきますので、連続して起きるものにも対応できるような計画ということで、時間あたり30mmというものを採用したということです。

(委員)

河川としては、100年確率のものを満足した上で、土石流対応としては連続したものについて対応する施設だということですか。

(事務局)

両方で対応できるようになっています。

(委員)

河川の場合、下流域の人口に基づいて被害額などが算出されると思うのですが、この場合、鹿児島もそうでしたが、島内人口、あるいは島原市の人口を冒頭示されましたが、被害額等ベネフィットの算出においては下流域の人口を対象に算出しているのかを確認したいのが1点です。併せて、雲仙については、安中三角地帯は一度被災しているわけですが、その後住民が、何割くらい戻って来られたのかということと、このような危険な地域に対する何らかの土地利用の制限というのは、今後人口が減少していく中で検討しているのかと

いうことを尋ねたいです。

(事務局)

まず一点目のB/Cの考え方ですが、資料 2 ページですが、土石流が発生した場合の想定氾濫区域をピンクで示しています。その範囲内の人口に対してBを掛けています。

次に、安中の話は資料 12 ページにグラフが出ていますが、ご覧の通り、世帯数は災害前よりも 1.2 倍に増加ということで、これは区画整理事業を行って 9m の嵩上げで安全な地帯になったという事もあり、世帯数が増加したという事です。最後の居住の制限の話ですが、安全な場所になれば帰ってもらえるということにはなるとは思います、安全じゃないということであれば、そういった制限という事も可能性はあると思います。

【一般国道 57 号 大野竹田道路】

(委員)

資料 4 で、大分県からこの事業に対して継続をお願いされており、事業費については引き続きコスト削減を図っていただきたいというふうに明記されているのですが、県の負担がこの事業の何割くらいを占めるのかというのを教えて下さい。併せて、増額分の④の工事道路及び里道等の計画見直しのところで、地元調整の中でどうしても必要になったという工事用道路及び里道等の計画の見直しの部分ですが、この地元交渉というのはどこが行っているのか教えて下さい。

(事務局)

地元負担率は事業費の約 1 / 3 です。国が約 2 / 3、県が約 1 / 3 となっております。工事用道路等なのですが、地元の方々に図面等で協議しているという状況です。

(委員)

その交渉は一緒にしているのですか。国土交通省側が実施しているのですか。

(事務局)

我々の方から図面を提示して、地元の方々に説明して、協議をしている状況でございます。

(委員)

ということは、直轄事業なので国土交通省が全ての地元調整も含めてしているけれども、県は負担金のみという理解ですか。

(事務局)

県の方から負担金をいただいておりますが、地元の自治体、今回は竹田市と豊後大野市になりますが、そちらの方とも協力して地元に入る時の段取りとか一緒に出ていただくとか、そういう部分で協力してやっています。

(委員)

もう少し地元調整も含めてうまく進めて行けば、随分と違った部分もあるのではと感じてしまいましたので。県の方から『引き続きコスト削減を』とありますが、県がどのような関わったのかを確認させていただきたくて質問しました。

(委員)

それは、地元の道路のところで計画変更があったということについて、もう少しコミュニケーションしておけばというご指摘ですか。

(委員)

コミュニケーションというか、どういうプロセスでされたのかということと、どこが実施したのかというのを確認したかったのです。

(事務局)

この事業が自動車専用道路になりますので、今ある里道や、生活道路を分断するため、道路がなくなるということがあります。その場合、機能補償、機能回復として跨道橋ということで、道路をまたぐ橋を造るのですが、例えば集落に行くときに二つの里道があったら、一つだけで最初は協議をしていく。ただ里道は雨にあまり強くありませんので、そこが近年の災害等により、通行止めになった場合、跨道橋が渡れなくなるという事で、孤立集落が発生するので、もう一方の方もお願いされる、もう一つの方も必要だという事を協議の中で判断しているという状況です。

【一般国道3号 芦北出水道路】

意見なし

【一般国道3号 黒崎バイパス】

(委員)

確認ですが資料 8 ページの事業費増額内容の④、沿道対策の実施ですが、1)、2)、3)のそれぞれの内訳を教えてくださいませんか。

(事務局)

まず交通安全対策が 3 億円。それから横断歩道橋の追加等による増額が 3 億円。それと遮音壁 2 億円となっています。

【一般国道 10 号 豊前拡幅】

【一般国道 322 号 八丁峠道路】

【一般国道 3 号 出水阿久根道路】

【一般国道 3 号 鹿児島東西道路】

意見なし

【熊本港夢咲島地区国内物流ターミナル整備事業】

(委員)

総事業費は変わっていないのですね。

(事務局)

今回、総事業費は変わっていませんが、事業期間を 4 年間延伸ということです。

(委員)

資料 4 ページで、地震によって変状がみられ、今後更に詳細な調査を行うとともに、復旧のための設計、施工検討、工事を実施する必要性が生じたということについて、この事業の中に入っているということですね。そうすると、お金が上乗せでかかるだろうと思うのですが、事業費が変わっていないというのは、事業費的には、まるめると大体同じ金額だったということなのか、この詳細な調査というのはまた別事業なのか。

(事務局)

今回の地震の復旧事業については、別事業で災害復旧事業として実施しますので、この事業費の中には入っていないということになります。

(委員)

災害復旧事業は別事業なので、そちら側で支出はあるけれども、こちらの事業としては当初の計画通りなので、時間が延びただけということですね。

(事務局)

おっしゃる通りです。